一期一会の「いちご」

ICHIGO

いちご株式会社

証券コード：2337

第17期　定時株主総会招集ご通知



開催日時

平成29年５月28日（日曜日）　午前10時

開催場所

東京都港区新橋一丁目２番６号
第一ホテル東京　５階　ラ・ローズ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目　　次

招集ご通知……Ｐ１
株主総会参考書類……Ｐ７
【招集ご通知添付書類】
事業報告……Ｐ20
連結計算書類……Ｐ52
計算書類……Ｐ55
監査報告……Ｐ58

経営理念/行動指針

経営理念（Mission）

日本社会の一員として、国民のために果たすべき役割を経営理念として定め、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を最大の目標とする。

MISSION

一期一会 ICHIGO

日本を世界一豊かに。
その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」

私たちの行動指針

プロフェッショナル
私たちは、どんな場面においても、お客様との永続的な信頼関係を築き、高品質なサービスを提供することに集中します。そのために、私たちは、誠実かつフェアな精神、高潔で謙虚な態度、高度かつ柔軟な専門知識を備えるための自己研鑽を惜しみません。

ベンチャー・スピリット＆ダイバーシティ
私たちは、創造性と多様性を大切にし、積極的な姿勢で、革新的な経営を目指します。

チームワーク
私たちは、チームワークを通じ、お客様へ貢献します。経営幹部は、この行動指針を常に実践し範を示すとともに、最適なチームワークを形成します。

商号の「いちご」は、千利休が説いた茶人の心構えである「一期一会」に由来しております。いちごグループは、一期一会のもつ「人との出会いを大切に」という精神を理念とし、各ステークホルダーの方々と強固な信頼関係を築くことを目指しております。



証券コード 2337
平成29年５月12日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
い　ち　ご　株　式　会　社
取締役兼代表執行役会長　スコット　キャロン

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り誠にありがたく厚くお礼申し上げます。
　昨年４月に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞いを申し上げます。
　さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。株主の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット等により議決権行使サイト（http://www.evote.jp）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成29年５月26日（金曜日）午後６時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年５月28日（日曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区新橋一丁目２番６号
第一ホテル東京　５階　ラ・ローズ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第17期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（平成28年３月１日から平成29年２月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
議　　案　取締役９名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ichigo.gr.jp）に掲載させていただきます。

[インターネットによる開示についてのご案内]

法令および定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は当社ウェブサイト（https://www.ichigo.gr.jp/ir/topics/category/shareholders_meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

なお、会計監査人および監査委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表を含みます。

目次

（頁）

第17期定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使等についてのご案内…… 4
〔株主総会参考書類〕
　議案…… 7
〔提供書面〕
事業報告
　Ⅰ．企業集団の現況に関する事項…… 20
　　1．当事業年度の事業の状況…… 20
　　2．直前３事業年度の財産及び損益の状況の推移…… 25
　　3．重要な親会社及び子会社の状況…… 26
　　4．対処すべき課題…… 27
　　5．主要な事業内容…… 28
　　6．主要な事業所…… 29
　　7．従業員の状況…… 30
　　8．主要な借入先の状況…… 30
　　9．剰余金の配当等の決定に関する事項…… 31
　　10．その他企業集団の現況に関する重要な事項…… 31
　Ⅱ．会社の現況に関する事項…… 32
　　1．会社の株式に関する事項…… 32
　　2．会社の新株予約権等に関する事項…… 33
　　3．会社役員に関する事項…… 40
　　4．会計監査人に関する事項…… 46
　　5．業務の適正を確保するための体制の整備と運用に関する事項…… 47
　　6．会社の支配に関する基本方針…… 51
連結計算書類
　連結貸借対照表…… 52
　連結損益計算書…… 53
　連結株主資本等変動計算書…… 54
計算書類
　貸借対照表…… 55
　損益計算書…… 56
　株主資本等変動計算書…… 57
連結計算書類に係る会計監査報告…… 58
計算書類に係る会計監査報告…… 59
監査委員会の監査報告…… 60

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時　平成29年 5 月28日（日曜日）午前10時

場 所　第一ホテル東京　５階　ラ・ローズ

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　平成29年 5 月26日（金曜日）午後６時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　平成29年 5 月26日（金曜日）午後６時30分まで

［インターネット等による議決権行使のお手続きについて］

1．書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2．インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3．インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。当日株主総会にご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

⑴議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）。

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、ＯＳ・ブラウザー等の株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は平成29年５月26日（金曜日）の午後６時30分までお受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

⑵インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト（http://www.evote.jp）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

⑶議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等のご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これら料金も株主様のご負担となります。

４．招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話向けサイトではお手続き出来ません。また携帯電話のメールアドレスを指定することも出来ませんのでご了承ください。）

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	取締役候補者		現在の当社における地位および担当	取締役会出席率（出席状況）
1	スコット　キャロン	再任	取締役会議長、指名委員、報酬委員 代表執行役会長	100% （11回中11回出席）
2	長谷川　拓　磨	再任	指名委員長、報酬委員長 コンプライアンス委員会委員長 代表執行役社長	100% （11回中11回出席）
3	石　原　　実	再任	コンプライアンス委員 執行役副社長兼COO	100% （11回中11回出席）
4	藤　田　哲　也	再任 社外 独立	筆頭独立社外取締役 監査委員長、指名委員、報酬委員、コンプライアンス委員	100% （11回中11回出席）
5	川　手　典　子	再任 社外 独立	独立社外取締役 指名委員、監査委員、報酬委員	100% （11回中11回出席）
6	鈴　木　行　生	再任 社外 独立	独立社外取締役 監査委員、コンプライアンス委員会副委員長	100% （11回中11回出席）
7	松　﨑　正　年	再任 社外 独立	独立社外取締役 指名委員、報酬委員	100% （7回中7回出席）
8	西　本　甲　介	再任 社外 独立	独立社外取締役	100% （7回中7回出席）
9	中井戸　信　英	新任 社外 独立	－	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 スコット キャロン （注2） 〔Scott Callon〕 （昭和39年12月6日生）	昭和63年4月　MIPS Computer Systems, Inc. 平成3年9月　スタンフォード大学アジアパシフィックリサーチセンター 平成6年3月　日本開発銀行　設備投資研究所客員研究員 平成6年8月　バンカーズ･トラスト・アジア証券会社　東京支店 平成9年3月　モルガン･スタンレー証券会社 平成12年6月　プルデンシャルplc　日本駐在員事務所　駐日代表 平成13年5月　プルデンシャルplc傘下のピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社　代表取締役 平成14年4月　モルガン･スタンレー証券会社 平成15年1月　同社　株式統括本部長 平成18年5月　いちごアセットマネジメント株式会社　代表取締役社長（現任） 平成20年10月　当社入社　代表執行役会長（現任） 平成20年11月　当社取締役（現任）兼指名委員長兼報酬委員長兼コンプライアンス委員会副委員長 平成23年11月　当社指名委員兼報酬委員 平成24年5月　一般社団法人日本取締役協会　幹事 株式会社チヨダ　社外監査役 平成24年7月　いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）　取締役兼指名委員兼報酬委員 いちごグローバルキャピタル株式会社　取締役（現任） 平成26年3月　Gwynnie Bee Inc. External Director（現任） 平成27年5月　株式会社チヨダ　社外取締役（現任） 平成27年9月　当社コンプライアンス委員会委員長 平成28年5月　当社指名委員長兼報酬委員長 平成28年10月　当社指名委員（現任）兼報酬委員（現任） ［重要な兼職の状況］ いちごアセットマネジメント株式会社　代表取締役社長 株式会社チヨダ　社外取締役	-株

［株主の皆様へ］

当社は株主の皆様の会社です。我々役職員の使命は、株主の皆様からの信頼にお応えし、当社の安定的かつ持続的な株主価値向上を着実に実現して参ることです。企業の存在意義は社会貢献であり、株主の皆様、ステークホルダーの皆様に資する持続的成長が、豊かな日本の将来の創造にも寄与すると考えております。今後も企業力を深掘りし、持続的成長と株主価値向上に全力を尽くして参ります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	 長谷川（はせがわ）　拓磨（たくま） (昭和46年１月29日生)	平成６年４月　株式会社フジタ 平成14年11月　当社入社 平成16年10月　当社ファンド事業統括部長 平成17年９月　当社ファンド第一事業部長 平成18年５月　当社上席執行役ファンド第一事業部長 平成19年５月　当社上席執行役CMO 平成20年３月　当社上席執行役 平成21年５月　当社取締役兼執行役副社長 不動産部門責任者 平成22年３月　タカラビルメン株式会社　社外取締役 平成23年１月　いちご地所株式会社　代表取締役社長（全社統括） 平成27年３月　当社執行役副社長（社長補佐（経営戦略・IR担当）） 平成27年５月　当社取締役（現任）兼代表執行役社長（現任） いちごECOエナジー株式会社　取締役会長（現任） 平成28年３月　当社コンプライアンス委員会委員長（現任） 平成28年５月　当社指名委員兼報酬委員 平成28年10月　当社指名委員長（現任）兼報酬委員長（現任） ［重要な兼職の状況］ いちごECOエナジー株式会社　取締役会長	151,100株

［株主の皆様へ］
当社は、中期経営計画「Power Up 2019」の2年目を迎える本事業年度において、「成長と深化」により企業力の更なる強化を図って参りたいと存じます。
私は、当社の持続的な発展と企業価値の向上のため、役職員と共に全力で取り組んで参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 いしはら　みのる 石原　実 （昭和42年10月５日生）	平成２年４月　株式会社間組（現株式会社安藤・間） 平成17年10月　株式会社クリード 平成19年５月　当社入社　総務人事部長 平成20年３月　当社執行役総務人事部長 平成20年10月　当社執行役最高管理責任者兼経営管理部長 平成20年11月　アセット・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（現いちご投資顧問株式会社）取締役 平成21年５月　当社取締役（現任）兼常務執行役兼管理部門責任者兼コンプライアンス委員（現任） 平成21年10月　アセット・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（現いちご投資顧問株式会社）常務取締役管理統括 平成21年11月　アセット・ロジスティックス株式会社（現いちごマルシェ株式会社）代表取締役社長 平成22年５月　当社専務執行役兼管理部門責任者 平成23年１月　当社専務執行役兼管理本部長兼環境・建築ソリューション部担当 いちごリートマネジメント株式会社（現いちご投資顧問株式会社）常務取締役管理統括 平成23年４月　株式会社宮交シティ　代表取締役社長 平成23年５月　いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）　専務取締役管理統括 平成23年11月　当社執行役副社長（現任）管理本部長 平成24年７月　いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）　取締役（現任）兼執行役副社長兼管理統括 いちごグローバルキャピタル株式会社　取締役 平成24年11月　いちごECOエナジー株式会社　取締役 平成25年３月　当社不動産本部長（現任） 株式会社宮交シティ　代表取締役会長兼社長（現任） いちごマルシェ株式会社　取締役会長 タカラビルメン株式会社　取締役会長 日米ビルサービス株式会社　取締役会長 日米警備保障株式会社　取締役会長 平成27年５月　当社執行役副社長兼COO（現任） 平成29年３月　いちご不動産サービス福岡株式会社　代表取締役社長（現任） 平成29年４月　いちごマルシェ株式会社　代表取締役会長兼社長（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社宮交シティ　代表取締役会長兼社長 いちごマルシェ株式会社　代表取締役会長兼社長 いちご不動産サービス福岡株式会社　代表取締役社長	344,100株

［株主の皆様へ］

不動産業界にも、IT化の進展に伴う様々な機器制御、コミュニケーションや決済の手段などが導入され始めており、市場が大きく変わるのではないか、そのような気配を日々感じております。これらの流れと、いちごが独自に培って参りましたアセットマネジメントの知見、物件用途に踏み込んだオペレーションのノウハウなどを統合いたしまして、皆と一緒に、将来への道筋をつけて参りたいと存じます。

株主の皆様の日頃のご支援に感謝し、今日も明日も現場で率先垂範いたしますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任 社外 独立	 藤田（ふじた） 哲也（てつや） （昭和29年３月26日生）	昭和51年４月　大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 平成13年４月　同社マレーシア現地法人社長 平成14年４月　スカンディア生命保険株式会社（現東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社）取締役 平成18年10月　アクサ生命保険株式会社　常務執行役員 平成19年４月　アクサフィナンシャル生命保険株式会社（現アクサ生命保険株式会社）代表取締役社長兼CEO 平成21年10月　アクサ生命保険株式会社　シニアアドバイザー 平成22年５月　当社取締役（現任）兼監査委員兼コンプライアンス委員 平成23年２月　学校法人英知学院　監事 平成23年３月　リマーク ジャパン株式会社　代表取締役社長（現任） 平成23年５月　当社コンプライアンス委員長 平成24年５月　当社指名委員（現任）兼報酬委員（現任） 平成24年７月　いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）　取締役兼監査委員兼指名委員兼報酬委員 平成26年５月　当社監査委員長（現任）兼コンプライアンス委員（現任）兼いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）監査委員長 平成27年10月　LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIES アドバイザー・日本（現任） 平成28年５月　当社筆頭独立社外取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ リマーク ジャパン株式会社　代表取締役社長 LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIES アドバイザー・日本	54,300株

［株主の皆様へ］
いちご株式会社は、中期経営計画である「Power Up 2019」の２年目を迎え益々の成長を目指しております。私は独立社外取締役候補として、経営の健全性のもと、当社グループの企業価値の向上にさらに寄与することを念頭におき、取締役会、各委員会を通じ経営を監督する役割を積極的に担って行きたいと思います。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 川手 典子（かわて のりこ） (昭和51年２月22日生)	平成11年４月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）国際部 平成13年７月　公認会計士登録 平成16年８月　弁護士法人キャスト糸賀（現瓜生・糸賀法律事務所） 平成16年11月　税理士登録 平成20年２月　クレアコンサルティング株式会社　代表取締役（現任） 平成21年１月　税理士法人グラシア　社員 平成23年５月　当社取締役（現任）兼監査委員（現任） 平成23年11月　米国公認会計士登録 平成24年７月　いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）　取締役兼監査委員 平成25年６月　明治機械株式会社　社外監査役 平成26年５月　当社指名委員（現任）兼報酬委員（現任）兼いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）指名委員兼報酬委員 平成27年２月　キャストグループ　パートナー（現任） ［重要な兼職の状況］ クレアコンサルティング株式会社　代表取締役 キャストグループ　パートナー	40,900株

［株主の皆様へ］
新中期経営計画「Power Up 2019」1年目である2017年2月期は、役職員が一丸となって経営計画に掲げた各施策に取り組み、良好なマーケットにも支えられて、計画通りの利益を実現しました。一方、当社取り巻く環境は新たな局面を迎えており、2年目以降の計画実現に向け当社の真の実力が問われます。私は、攻守バランスのとれたコーポレートガバナンスの実現に努め、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるよう社外取締役としての責務を果たす所存です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	 鈴木（すずき）　行生（ゆきお） （昭和25年６月３日生）	昭和50年４月　株式会社野村総合研究所 平成８年６月　同社取締役 平成９年６月　野村證券株式会社　取締役金融研究所長 平成11年６月　野村アセットマネジメント投信株式会社（現野村アセットマネジメント株式会社）執行役員調査本部担当 平成12年６月　同社常務執行役員調査本部担当 平成15年６月　同社常務執行役 平成17年６月　野村ホールディングス株式会社　取締役　監査特命取締役 平成20年６月　野村證券株式会社　顧問 平成22年７月　株式会社日本ベル投資研究所　代表取締役（現任） 平成22年８月　有限責任監査法人トーマツ　顧問 平成24年６月　株式会社システナ　社外取締役（現任） 平成27年５月　当社取締役（現任）いちご不動産投資顧問株式会社（現いちご投資顧問株式会社）取締役 平成27年９月　当社コンプライアンス委員 平成28年５月　当社監査委員（現任）兼コンプライアンス委員会副委員長（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社日本ベル投資研究所　代表取締役 株式会社システナ　社外取締役	13,000株

［株主の皆様へ］
企業価値を持続的に創造するには、経営者のビジョン、戦略と実行力、事業の成長力を高める革新的な商品サービスの開発と提供、経営環境の変化に対する確固たるリスクマネジメントが求められます。とりわけ、企業価値創造のプロセスを株主の皆様と共有することが重要です。コーポレート・ガバナンスの実効、社員の人材開発、地球環境への配慮を踏まえて、経営を監督し、社外取締役の責任を果たして参ります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立	 まつ　ざき　まさ　とし 松　崎　正　年 (昭和25年７月21日生)	昭和51年４月　小西六写真工業株式会社 平成11年６月　コニカ株式会社　オフィスドキュメントカンパニーシステム開発統括部長 平成15年10月　コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社　取締役　制御開発本部長 平成17年４月　コニカミノルタホールディングス株式会社　執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社　代表取締役社長 平成18年４月　コニカミノルタホールディングス株式会社　常務執行役 平成18年６月　コニカミノルタホールディングス株式会社　取締役常務執行役 平成21年４月　コニカミノルタホールディングス株式会社　取締役代表執行役社長 平成25年４月　コニカミノルタ株式会社　取締役代表執行役社長 平成26年４月　コニカミノルタ株式会社　取締役会議長（現任） 平成26年６月　一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）代表理事　会長 平成28年５月　一般社団法人　日本取締役協会　副会長（現任） 平成28年５月　当社　取締役（現任）兼指名委員（現任）兼報酬委員（現任） 平成28年６月　株式会社野村総合研究所　社外取締役（現任） 平成28年６月　日本板硝子株式会社　社外取締役（現任） 平成28年８月　PwCあらた有限責任監査法人　公益監督委員会委員（現任） ［重要な兼職の状況］ コニカミノルタ株式会社　取締役会議長 一般社団法人　日本取締役協会　副会長 株式会社野村総合研究所　社外取締役 日本板硝子株式会社　社外取締役 PwCあらた有限責任監査法人　公益監督委員会委員	5,500株

［株主の皆様へ］
当社が持続的に成長し、企業価値を高めていく上で重要な、経営基盤、経営体制の整備・強化について経験も踏まえて助言・監督し、また将来の成長の機会・リスクについて、第三者の視点から執行陣の気付きになる助言をすることで、独立社外取締役としての期待に応えて参りたいと思います。財務面のみならず非財務面の執行についてもステークホルダー視点で監督・助言して参ります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立	 西本 甲介（にしもと こうすけ） (昭和33年３月１日生)	昭和56年４月　カネボウ株式会社（現株式会社カネボウ化粧品） 昭和59年９月　株式会社メイテック 平成７年６月　同社取締役人事部長 平成８年７月　同社専務取締役本社部門管掌 平成11年11月　同社代表取締役社長 平成18年４月　同社代表取締役社長兼グループCEO 平成26年６月　同社取締役会長 平成27年６月　株式会社リョーサン　社外取締役（現任） 株式会社インターワークス　社外取締役 平成28年５月　当社　取締役（現任） 平成29年４月　株式会社インターワークス　代表取締役会長兼社長（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社リョーサン　社外取締役 株式会社インターワークス　代表取締役会長兼社長	5,800株

［株主の皆様へ］
株主の皆様をはじめとする、さまざまなステークホルダーの皆様にとっての企業価値を高めることが、上場企業の使命であり、企業の持続的成長に繋がると考えています。当社が、中期経営計画を着実に実行していくために、取るべきリスクを取り、取らざるべきリスクは回避し、健全な成長をしていくように、独立社外取締役として、経営を支える一端を担っていく所存です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9 新任 社外 独立	 なかいどのぶひで 中井戸信英 （昭和21年11月1日生）	昭和46年４月　住友商事株式会社 平成10年４月　同社理事 平成10年６月　同社取締役 平成14年４月　同社代表取締役 常務取締役 平成15年４月　同社代表取締役 常務執行役員 平成16年４月　同社代表取締役 専務執行役員 平成17年４月　同社代表取締役 副社長執行役員 平成21年４月　同社代表取締役 社長付 平成21年６月　住商情報システム株式会社 （現SCSK株式会社）代表取締役会長兼社長 平成23年10月　SCSK株式会社 代表取締役社長 平成25年６月　同社代表取締役会長 平成28年４月　同社取締役相談役 平成28年６月　同社相談役（現任） ［重要な兼職の状況］ SCSK株式会社　相談役	-株

［株主の皆様へ］
　これまでの経営経験をベースとした「働き方改革」なるテーマを手始めに、上場企業としての当社の更なる業容拡大・企業価値拡大に貢献できるよう、あらゆる努力を惜しむことなく頑張ってゆく所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者スコットキャロン氏の氏名は登記上、「キャロンスコットアンダーバーグ」として表記されます。
３．スコットキャロン氏、長谷川拓磨氏、石原実氏は、社内取締役の候補者であります。
①スコットキャロン氏は、銀行、証券会社等にて主に株式投資、資産運用業務に従事し、資産運用会社を創業後、平成20年10月に当社に入社し、取締役および代表執行役会長に就任いたしました。以来、指名委員長、報酬委員長、コンプライアンス委員長を歴任し、グループのガバナンス構築に尽力するとともに、代表者としてグループの業務執行を統括し、今日の業績基盤を築いてまいりました。政府等の有識者会議、委員会のメンバーを務め、我が国の株式市場の健全な発展、グローバル化にも貢献しております。このような当社等における知見、経歴に基づく経営の統括、監督機能を期待し、当社取締役への選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって８年６ヶ月であります。
②長谷川拓磨氏は、大手建設会社にて主に不動産開発業務に従事し、平成14年11月に当社に入社後、不動産ファンド事業、開発事業に従事し、不動産本部長等を歴任し、当社のディールメーカーとして数々の取引を成功に導いてまいりました。平成23年１月には不動産事業のいちご地所株式会社を設立し、小規模商業不動産や底地を活用した不動産再生事業を発展させるなど、今日の業績基盤を築いてまいりました。平成27年３月より代表執行役社長に就任し、グループの業務執行を統括しております。このような当社等における知見、経歴に基づく経営の統括、監督機能を期待し、当社取締役への選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって通算４年であります。
③石原実氏は、大手建設会社にて主に施工管理、総務人事業務に従事し、平成19年５月に当社に入社後、総務人事部長、管理本部長等を歴任し、当社の内部統制体制を構築するとともに、すべての主要グループ会社の経営、実務に従事してまいりました。平成25年３月には当社不動産本部長として不動産バリューアップや地域活性化案件を担当し、今日の業績基盤を築いてまいりました。平成23年11月より執行役副社長に就任し、会長、社長の補佐をしております。このような当社等における知見、経歴に基づく経営の統括、監督機能を期待し、当社取締役への選任をお願いするものであります。なお、同氏の取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって８年であります。
４．藤田哲也氏、川手典子氏、鈴木行生氏、松﨑正年氏、西本甲介氏、中井戸信英氏は、社外取締役の候補者であります。当該６氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として東京証券取引所へ届け出る予定としております。
５．藤田哲也氏、川手典子氏、鈴木行生氏、松﨑正年氏、西本甲介氏、中井戸信英氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
①藤田哲也氏は、大手生命保険会社、大手損害保険会社で重要な役職を歴任され、社長として経営を担った豊富な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成22年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって７年であります。

②川手典子氏は、公認会計士として、大手監査法人において国内外会計基準に基づく法定監査等の業務に従事した経験と、公認会計士及び税理士として上場・非上場企業へのM&A等に関する会計・税務アドバイス業務を通じた豊富な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成23年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって６年であります。

③鈴木行生氏は、大手金融グループにおいて証券会社、シンクタンクおよび資産運用会社等の主要事業会社で重要な役職を歴任され、企業調査・株式調査業務を通じた豊富な知識や事業会社の経営に従事した経歴に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成27年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって２年であります。

④松﨑正年氏は、指名委員会等設置会社である世界的な大手情報機器メーカーの社長、取締役会議長等を歴任され、事業の転換、イノベーションの推進を成し遂げるとともに、我が国を代表する内部統制を築き上げてこられました。これらの、グローバル企業の経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成28年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって１年であります。

⑤西本甲介氏は、我が国最大手の技術者派遣会社の社長、会長等を歴任され、事業領域の拡大と深化を成し遂げるとともに各ステークホルダーの価値向上への注力により、企業価値の最大化に尽力してこられました。これらの、人材派遣・育成分野のリーディングカンパニーの経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役就任時期は、平成28年５月であり、その就任期間は、本総会の終結の時をもって１年であります。

⑥中井戸信英氏は、大手総合商社の副社長を経て、我が国を代表する情報システム会社の社長、会長等を歴任され、ITサービス市場におけるイノベーションの推進を成し遂げると同時に、「働き方改革」による企業価値の向上を実現してこられました。これらの、グローバル企業の経営者として培った高度な知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、当社社外取締役への選任をお願いするものであります。

6．過去５年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について、該当事項はありません。

7．社外取締役候補者の独立性に関する事項は、以下のとおりであります。

①藤田哲也氏、川手典子氏は、平成24年７月より平成28年５月まで、当社子会社であるいちご投資顧問株式会社の社外取締役に在任いたしました。

②鈴木行生氏は、平成27年５月より平成28年５月まで、当社子会社であるいちご投資顧問株式会社の社外取締役に在任いたしました。

③社外取締役候補者は、いずれも、過去２年間に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役、取締役就任前の顧問としての報酬を除く。）を受けていたことはなく、今後も受ける予定はありません。

④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者ではなく、三親等以内の親族関係もありません。

8．当社は社外取締役として有用な人材を迎えることが出来るよう、現社外取締役の藤田哲也氏、川手典子氏、鈴木行生氏、川村隆氏、松﨑正年氏、西本甲介氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。なお、藤田哲也氏、川手典子氏、鈴木行生氏、松﨑正年氏、西本甲介氏の再任が承認された場合は、各氏の再任後の行為についても当該契約は効力を有します。また中井戸信英氏が選任された場合は各氏と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

9．スコットキャロン氏は無報酬であります。

10．取締役候補者のうち、鈴木行生氏が所有する当社株式数には、鈴木行生氏が発行済株式数の全てを保有する株式会社である、株式会社日本ベル投資研究所が所有する株式数を含めております。

11．取締役候補者の所有する当社の株式数については、本年2月末日時点の株式数を記載しております。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．当事業年度の事業の状況

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府および日銀の政策等により、企業業績および雇用情勢が改善の動きを見せており、個人消費や物価が一部横ばいで推移しているものの、全体としては穏やかな回復基調を維持しました。先行きについては、この回復基調が続くと期待されますが、海外経済の動向や金融資本市場の変動等が引き続き不確実要素として残っております。

当社が属する不動産業界におきましては、高水準な企業収益に支えられてオフィスビルの稼働率は堅調に推移しており、都心部では賃料が緩やかに上昇を続けております。J-REIT市場では、不動産への投資需要は引き続き旺盛で、ホテルや物流施設の取得が継続されるなど、用途の多様化が進む傾向にありました。ホテル市場では、アジアを中心とした訪日外国人観光客の増加傾向が続いており、依然として宿泊に関する強い需要に変化はないものと思われます。

クリーンエネルギー事業におきましては、経済産業省の固定価格買取制度の見直しを受けて売電開始済みの太陽光発電所を含めた発電施設や権利等の売買に関するセカンダリー市場が形成されつつあります。また、東京証券取引所インフラ市場において太陽光その他の再生可能エネルギー発電施設に投資するいちごグリーンインフラ投資法人（証券コード9282、以下「いちごグリーン」）を含む投資法人（以下、「インフラ・イールドコ（YieldCo）」（注１）という。）３銘柄がすでに上場しており、インフラ市場の一層の活況と拡大が期待されます。

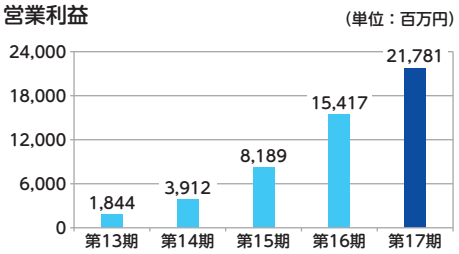
当社では、こうした環境下において、平成28年４月に策定した中期経営計画「Power Up 2019」の実現に向け、いちごオフィスリート投資法人（証券コード8975、以下「いちごオフィスリート」）およびいちごホテルリート投資法人（証券コード3463、以下「いちごホテルリート」）の成長をサポートするためのリートブリッジ案件（注２）および心築案件（注３）への積極的な投資を実施しました。さらに、平成28年12月１日付で東京証券取引所インフラ市場に上場したいちごグリーン（9282）に対して太陽光発電所13物件を譲渡いたしました。そのほか、海外株式の売却による売却益の獲得等、以下の事項を実施してまいりました。

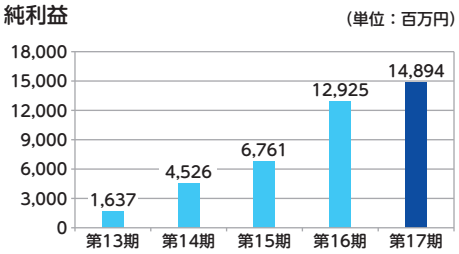
・成長投資の拡大
（リートブリッジ案件（注２）、心築案件（注３））
・いちごオフィスリート（8975）およびいちごホテルリート（3463）の成長支援
・いちごグリーン（9282）の東京証券取引所インフラ市場への上場を含むクリーンエネルギー（太陽光発電等）事業の推進
・運用資産の環境対応、耐震性、機能性の向上等心築の推進
当社では心築事業の一環として、「いちご不動産認定」の基準作りを実施しております。
具体的には遵法性、メンテナンス、耐震、リスク診断など、運用する物件の品質統一の基準を設けております。


トレードピアお台場

・徹底した現場主義の実現による高水準の物件管理サービス提供、リーシング強化
・大型オフィスビルの取得と心築取り組み
・現物不動産の運用における顧客向けサービスの推進
平成29年３月１日に第４の事業の柱として「顧客ファースト」の「いちごオーナーズ株式会社」を設立致しました。不動産オーナーのために、心築技術を最大限活用し、不動産の価値向上を実現し、安心して長期的に保有が可能な不動産を提供していくことを目的としております。
・借入の無担保化、長期化、固定化および借入コスト低減等の幅広い財務施策の推進
・資産の売却による資金回収および売却益の獲得
・「JPX日経インデックス400」構成銘柄への選定
資本の効率的活用や投資家を意識した経営観点等、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たす会社で構成される「JPX日経インデックス400」に、平成28年８月に選定されました。これを踏まえ中期経営計画「Power Up 2019」最終年度である平成31年８月における選定銘柄において上位200社にランキングされることを目指しております。
・いちごブランディングの積極的な推進

これらの結果、当連結会計年度における売上高につきましては、109,253百万円（前期比119.8%増）、営業利益につきましては21,781百万円（前期比41.3%増）、経常利益につきましては19,755百万円（前期比42.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては14,894百万円（前期比15.2%増）となりました。





ご参考：いちごグリーン（9282）の東証インフラ市場上場

当社は、平成28年12月１日付で、インフラ・イールドコ（YieldCo）であるいちごグリーン（9282）を上場いたしました。

いちごグリーン（9282）では、今後さらなる拡大が期待されるグリーンインフラ（注４）に対する投資を通じて、長期安定的な投資機会を投資家の皆様に提供し、サステナブル（持続可能）な社会形成へ貢献することを基本理念としており、長期安定的なキャッシュフローの維持による安定性および資産規模の拡大による成長性の両面を追求した中長期的な運用により投資主価値の最大化を目指しております。

再生可能エネルギーは、化石燃料と異なり、利用時に温室効果ガスである二酸化炭素を排出しないため、化石燃料の代替燃料として温室効果ガス削減に大きく貢献するものと考えられます。グリーンインフラに特化したいちごグリーン（9282）の成長は、わが国の投資市場の発展に貢献するとともに、地球に優しく安全性にすぐれたわが国のエネルギー自給に寄与するものと考えています。


いちご高松国分寺町新居ECO発電所


いちご桐生奥沢ECO発電所

（注１）イールドコ（YieldCo）
グローバルに注目を集める新しいタイプの運用商品であり、主として再生可能エネルギーによる長期売電契約から生まれる収入を、投資主に安定した利回りとして提供する「安定利回り追求型運用商品」のことをいいます。イールドコの語源は「Yield Company」（利回り法人）です。
（注２）リートブリッジ案件
リートブリッジ案件とは、主に、当社の連結子会社が運用するJ-REITが適切な物件取得時期を迎えるまでの間、当社で先行して取得する不動産案件をいいます。
（注３）心築案件
心築案件とは、不動産の保有期間中の賃料収入を享受しつつ、いちごの不動産技術、ノウハウを最大限に活かすことで資産価値の向上を図り、不動産の価値向上が完了後、売却益の獲得等による高い収益を目指して取得する不動産案件をいいます。
（注４）グリーンインフラ
グリーンインフラとは、「環境に優しい（＝グリーン）」および「産業や生活の基盤となる施設（＝インフラ）」からなるアセットクラスを表する造語であり、再生可能エネルギー発電設備等を含みます。

⑵ 設備投資の状況

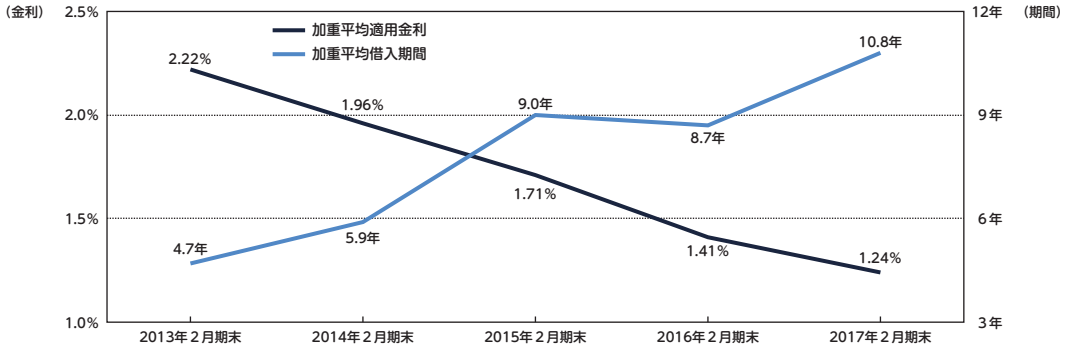
当連結会計年度における有形固定資産の新規取得額は11,601百万円であります。これは主に、クリーンエネルギー事業における稼働中および建設中の太陽光発電所等であります。

⑶ 資金調達の状況

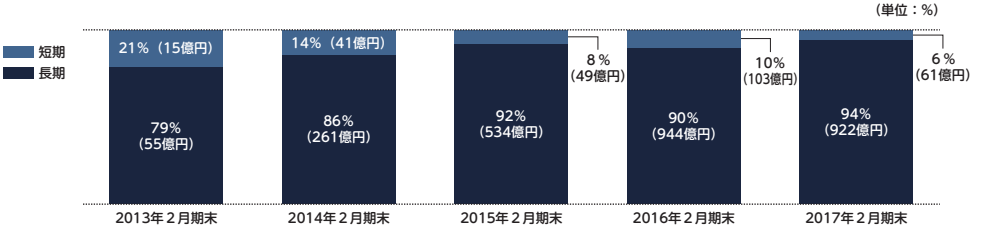
資金調達の状況につきましては、低金利環境を背景に収益力向上と財務安定性のさらなる強化を目的として、調達金利の低減、返済期日分散、借入期間の長期化等経済条件の改善に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度末において、コーポレート有利子負債の残高は98,363百万円（前期比6.1％減）、ノンリコースローン・社債の残高は75,857百万円（前期比27.8％増）となりました。当該残高に係る平均期中調達金利は、それぞれ1.2％（前期比0.2％減）、1.3％（前期比0.3％減）となり、借入金利水準の改善を図りました。また、当連結会計年度末のコーポレート有利子負債残高における長期借入比率は93.8％、そのうち残存期間５年以上の残高は68,367百万円、コーポレート有利子負債全体の平均借入期間は10.8年となる等、借入期間の長期化を維持し、メガバンクからの借入残高においても当連結会計年度末にて40.1％となっております。上記に加え、当連結会計年度においては包括的な金利スワップおよび金利キャップ契約を合計350億円締結したことで、コーポレート有利子負債の残高における金利ヘッジ済残高の割合を51.7％とし、財務安定性の強化を積極的に推進しております。

■ コーポレート借入金の加重平均適用金利および加重平均借入期間の推移



■ 長期借入金割合の推移



(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

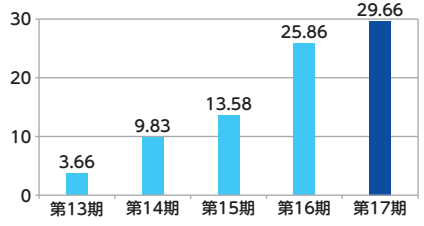
2．直前３事業年度の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

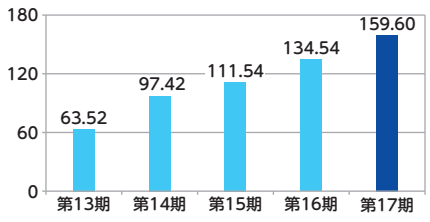
	第 14 期 (平成26年２月期)	第 15 期 (平成27年２月期)	第 16 期 (平成28年２月期)	第 17 期 (平成29年２月期) (当連結会計年度)
売上高	35,101	42,705	49,699	109,253
営業利益	3,912	8,189	15,417	21,781
経常利益	3,597	7,255	13,889	19,755
親会社株主に帰属する当期純利益	4,526	6,761	12,925	14,894
１株当たり当期純利益	9円83銭	13円58銭	25円86銭	29円66銭
総資産	114,944	172,744	251,757	273,459
純資産	50,842	58,377	72,166	83,443
１株当たり純資産額	97円42銭	111円54銭	134円54銭	159円60銭
１株当たり配当金	1.10円	1.30円	3.00円	5.00円
自己資本利益率	11.8%	13.0%	21.0%	20.2%

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

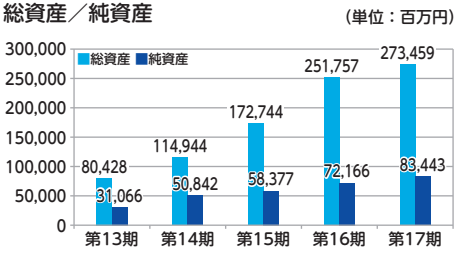
１株当たり当期純利益



１株当たり純資産額



総資産／純資産



３．重要な親会社及び子会社の状況

⑴　親会社の状況

該当事項はありません。

⑵　重要な子会社の状況（平成29年２月28日現在）

名称	資本金	出資比率	主要な業務内容
いちご投資顧問株式会社	400百万円	100.00%	不動産投資信託（J-REIT）、インフラファンド等の運用事業
いちご地所株式会社	500百万円	100.00%	不動産の取得・賃貸・売却、仲介および不動産活用アドバイザリー、リートブリッジ案件の運用等
いちごＥＣＯエナジー株式会社	100百万円	100.00%	クリーンエネルギーによる発電および電気の供給、環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング等
いちご不動産サービス福岡株式会社	50百万円	100.00%	九州地区における不動産の賃貸、管理および売買等
いちごグローバルキャピタル株式会社	10百万円	100.00%	クロスボーダーM&A支援等
いちごマルシェ株式会社	95百万円	100.00%	卸売市場運営事業
株式会社宮交シティ	50百万円	100.00%	大規模小売店舗運営事業
タカラビルメン株式会社	10百万円	100.00%	総合ファシリティマネジメント事業

（注）1.当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2.いちご不動産投資顧問株式会社は、平成28年９月１日付で、いちご投資顧問株式会社に商号変更しています。

3.平成29年３月１日付で、不動産オーナーサービス事業を行う当社の100%子会社、いちごオーナーズ株式会社を資本金100百万円にて設立しました。

4.平成29年３月１日付で、タカラビルメン株式会社の全株式をシナネンホールディングス株式会社に譲渡しました。

4．対処すべき課題

これまで上昇を続けてきた国内の不動産市況は、投資家の資金運用難の中で不動産に対する資金需要は引き続き旺盛な状況が続いておりますが、英国のEU離脱、米国トランプ大統領就任をきっかけとした金融市場の軟調により投資家心理は慎重になっており、金利についても既にマイナス金利が導入されていることから一層の低下は見込みにくいものと考えております。不動産取得価格の一層の向上を許容する投資家の姿勢にやや翳りがみえ始めてきているものの、企業業績や雇用情勢の好調を背景に企業や個人の不動産需要は堅調に推移するものと考えており、不動産価格は来期以降も横ばいに推移するものと考えております。加えて賃料の成長期待は引き続き認められるものの、大きな変化をもたらす環境にないものではないかと思われます。

このような状況下において、当社では昨年策定しました中期経営計画「Power Up 2019」に基づき、「成長と深化」により持続的に成長を果たし、当該中期経営計画の完全実現に向け、引き続き全社一丸となって取り組む方針であります。

(1) 本業のさらなる強化と深化による強力な収益基盤の構築
- いちごオフィスリート（8975）、いちごホテルリート（3463）、およびいちごグリーン（9282）の持続的成長を支援
- 私募ファンドの組成のための投資家開拓
- 安心、安全で環境に配慮した不動産を提供するための取り組みと物件取得に貢献するマーケティング機能の強化
- 太陽光発電案件の他風力発電案件への投資

(2) 新規事業の創出
- 平成29年３月１日付で設立した、いちごオーナーズ株式会社の「顧客ファースト」による不動産オーナー顧客の資産形成と満足度の最大化
- 不動産×IT「不動テック」を中心としたベンチャー企業との業務提携、資本提携の推進
- 公共施設の民営化に伴うPFI事業への取り組み
- 当社とシナジーのあるM&A案件の検討、買収

(3) 財務基盤の強化
- 持続的成長を可能とする、財務安定性のさらなる強化と収益力向上
- 借入の無担保化および長期化、借入コスト低減、金利の固定化、格付取得、社債発行等の幅広い財務施策の推進

(4) 高い資本効率と内部成長率の実現
- 自己資本利益率（ROE）15%以上

(5) 「働きがい」の向上
・健康経営の推進
・「日本一チャンス溢れる会社」を目指す

(6) グローバルベストプラクティスに適応した、コーポレートガバナンス・コンプライアンス態勢の継続的強化

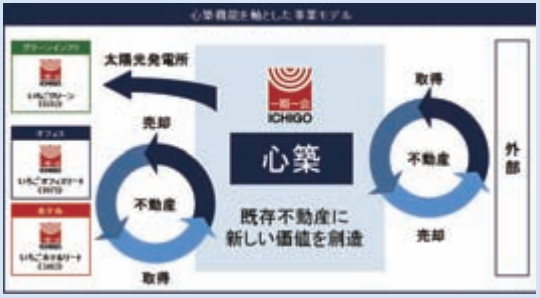
5．主要な事業内容（平成29年２月28日現在）

当社および連結子会社（以下「当社グループ」という。）は、『日本を世界一豊かに。その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」』という理念の実現を最大の目標とし、不動産の保有期間の賃料収入を享受しつつ、いちごの不動産技術、ノウハウを最大限に活かすことで資産価値の向上を図ります。オフィス、ホテル、商業施設等不動産以外にも、遊休地の有効活用策として地球に優しく安全性に優れた太陽光発電所の開発と運営を北海道から沖縄まで全国で行っています。不動産の価値向上が完了後、売却益の獲得等による高い収益を実現しています。

【心築（しんちく）】
いちごでは、「心で築く、心を築く」を信条に、私たちの提供する新たな不動産価値を創造する心築（しんちく）という言葉を使用することといたしました。お客様目線に立ち、提供する一つ一つのサービスを丁寧に、誠意を持って取り組むことで、いちご独自の新たな価値を社会に提供してまいります。

心築を軸としたいちごの事業モデル

いちごの技術とノウハウを活用し、一つ一つの不動産に心をこめた丁寧な価値向上を図り、既存不動産に新しい価値を創造



6．主要な事業所（平成29年２月28日現在）

当社 いちご投資顧問株式会社 いちご地所株式会社 いちごＥＣＯエナジー株式会社 いちごグローバルキャピタル株式会社	本店：東京都千代田区
いちご不動産サービス福岡株式会社	本店：福岡県福岡市
いちごマルシェ株式会社	本店：千葉県松戸市
株式会社宮交シティ	本店：宮崎県宮崎市
タカラビルメン株式会社	本店：茨城県龍ケ崎市

（注）いちご不動産投資顧問株式会社は、平成28年９月１日付で、いちご投資顧問株式会社に商号変更しています。

7．従業員の状況（平成29年２月28日現在）

⑴　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
240（625）名	7名増（12名増）

（注）１．従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、従業員兼務役員を含んでおります。
２．臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、年間の平均人員（１日８時間換算）を（　）内に、外数で記載しております。

⑵　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84（3）名	6（2）名増	41.4歳	4.6年

（注）１．従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、従業員兼務役員を含んでおります。
２．臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（　）内に、外数で記載しております。
３．前事業年度末と比べて従業員が6名増加しておりますが、これは主に、子会社からの異動および採用によるものであります。

8．主要な借入先の状況（平成29年２月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	21,060百万円
株式会社みずほ銀行	14,268百万円
株式会社関西アーバン銀行	10,799百万円
株式会社福岡銀行	7,080百万円
株式会社東京スター銀行	5,562百万円

（注）連結しているファンド（匿名組合等）が調達しているノンリコースローンは含んでおりません。

9．剰余金の配当等の決定に関する事項

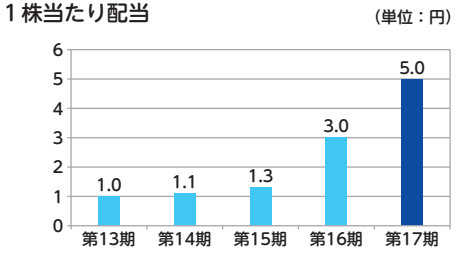
当社では、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけております。当社は株主還元方針として、平成28年４月19日開催の取締役会において「累進的配当政策」の導入を決議しております。具体的には、各年度の１株当たり配当金（DPS）の下限を前年度1株当たり配当金とし、原則として「減配しない」ことにより、配当の成長を図るとともに、将来の配当水準の透明性を高めます。

また、同時に株主資本を基準とした「株主資本配当率（DOE）３％以上」も採用して、配当のさらなる安定性を図っております。

この結果、当期につきましては前期比67％増の１株当たり５円の配当を実施いたします。

（累進的配当政策について）

累進的配当政策とは、企業の株主に対する長期的なコミットメントを示す株主還元策です。株主還元の基準としては「配当性向」が一般的ですが、短期的な利益変動に左右されてしまうため、将来の配当水準は必ずしも明確ではありません。原則として「減配なし、配当維持もしくは増配のみ」を明確な方針とする累進的配当政策は、持続的な価値向上に対する企業から株主へのコミットメントといえます。



10．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の現況に関する事項

１．会社の株式に関する事項（平成29年２月28日現在）

⑴　発行可能株式総数　1,500,000,000株

⑵　発行済株式の総数　503,712,300株
（自己株式329,600株を含む。）

⑶　株主数　38,651名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	249,443,200	49.55
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD （常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	26,952,001	5.35
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW （常任代理人　株式会社みずほ銀行）	17,653,000	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,334,800	2.25
CGML-LONDON EQUITY （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	8,411,900	1.67
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	6,796,554	1.35
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社 （常任代理人　株式会社三井住友銀行）	5,051,600	1.00
MACQUARIE BANK LIMITED-MBL LONDON BRANCH （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	5,000,000	0.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人　香港上海銀行東京支店）	4,322,741	0.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,226,700	0.84
計	339,192,496	67.38

（注）１．持株比率は自己株式（329,600株）を控除して計算しております。
２．当社の筆頭株主でありますいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッドの持株比率は、主に持株数の減少により、平成28年２月29日時点における59.55%より49.55%へと低下しております。

2．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

回号		第10回新株予約権
発行決議日		平成23年８月８日
新株予約権の数		398個（注１）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式79,600株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり11,000円 （１株あたり55円）
権利行使期間		平成25年８月９日から平成30年８月８日まで
行使の条件		（注２）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　0個 目的となる株式数：　0株 保有者数：　0人
	社外取締役	新株予約権の数：　0個 目的となる株式数：　0株 保有者数：　0人
	執行役 （取締役兼務を除く）	新株予約権の数：　200個 目的となる株式数：　40,000株 保有者数：　2人

（注１）新株予約権の数
当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、200個であります。（当事業年度における当社役員による行使数は2,208個であります。）

（注２）行使の条件
①当社が平成23年８月８日付で決定した自己株式の取得に際し、取得上限株数である61,693株（分割前）の全株式を取得すること、又は取得した自己株式の対価の総額が616,930,000円に達すること。
②新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、若しくは従業員、又は当社子会社の取締役、執行役、若しくは従業員の地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合で、かつ当該取締役会が定めた条件を充足する場合については、この限りではない。
③新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
④新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人は、死亡の日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、⑤に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注３）平成25年９月１日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。

回号		第11回新株予約権
発行決議日		平成24年８月24日
新株予約権の数		4,190個（注１）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式838,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり12,000円 （１株あたり60円）
権利行使期間		平成26年８月25日から平成31年８月24日まで
行使の条件		（注２）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　1,679個 目的となる株式数：　335,800株 保有者数：　2人
	社外取締役	新株予約権の数：　0個 目的となる株式数：　0株 保有者数：　0人
	執行役 （取締役兼務を除く）	新株予約権の数：　1,181個 目的となる株式数：　236,200株 保有者数：　3人

（注１）新株予約権の数
当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、2,860個であります。（当事業年度における当社役員による行使数は3,545個であります。）

（注２）行使の条件
①当社が第13期事業年度（平成24年３月１日から平成25年２月28日まで）に係る剰余金の配当（中間配当または期末配当）を行っていること。
②新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
③新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
④新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、⑤に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（注３）平成25年９月１日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。

回号		第12回新株予約権
発行決議日		平成26年１月10日
新株予約権の数		871,100個（注１）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式871,100株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり337円 （１株あたり337円）
権利行使期間		平成28年１月12日から平成33年１月10日まで
行使の条件		（注２）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　153,700個 目的となる株式数：　153,700株 保有者数：　2人
	社外取締役	新株予約権の数：　5,300個 目的となる株式数：　5,300株 保有者数：　1人
	執行役 （取締役兼務を除く）	新株予約権の数：　142,800個 目的となる株式数：　142,800株 保有者数：　9人

（注１）新株予約権の数
当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、301,800個であります。（当事業年度における当社役員による行使数は、10,500個であります。）

（注２）行使の条件
①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

回号		第13回新株予約権
発行決議日		平成27年１月13日
新株予約権の数		1,817,300個（注１）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,817,300株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり382円 （１株あたり382円）
権利行使期間		平成29年１月14日から平成34年１月13日まで
行使の条件		（注２）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　270,000個 目的となる株式数：　270,000株 保有者数：　2人
	社外取締役	新株予約権の数：　18,000個 目的となる株式数：　18,000株 保有者数：　2人
	執行役 （取締役兼務を除く）	新株予約権の数：　284,000個 目的となる株式数：　284,000株 保有者数：　11人

（注１）新株予約権の数
　当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、572,000個であります。
（注２）行使の条件
　①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
　②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
　③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
　④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

回号		第14回新株予約権
発行決議日		平成28年１月13日
新株予約権の数		1,460,000個（注１）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式1,460,000株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり474円 （１株あたり474円）
権利行使期間		平成30年１月14日から平成35年１月13日まで
行使の条件		（注２）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　175,000個 目的となる株式数：　175,000株 保有者数：　2人
	社外取締役	新株予約権の数：　24,000個 目的となる株式数：　24,000株 保有者数：　3人
	執行役 （取締役兼務を除く）	新株予約権の数：　203,000個 目的となる株式数：　203,000株 保有者数：　11人

（注１）新株予約権の数
当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、402,000個であります。
（注２）行使の条件
①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

回号		第15回新株予約権
発行決議日		平成29年１月13日
新株予約権の数		2,000,000個（注１）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式2,000,000株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり423円 （１株あたり423円）
権利行使期間		平成32年１月14日から平成37年１月13日まで
行使の条件		（注２）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数：　210,000個 目的となる株式数：　210,000株 保有者数：　2人
	社外取締役	新株予約権の数：　90,000個 目的となる株式数：　90,000株 保有者数：　6人
	執行役 （取締役兼務を除く）	新株予約権の数：　278,000個 目的となる株式数：　278,000株 保有者数：　11人

（注１）新株予約権の数
　当該新株予約権の数のうち、当社役員に対する付与数は、578,000個であります。
（注２）行使の条件
　①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
　②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
　③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
　④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

回号		第15回新株予約権
発行決議日		平成29年１月13日
新株予約権の数		2,000,000個（注１）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式2,000,000株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり423円 （１株あたり423円）
権利行使期間		平成32年１月14日から平成37年１月13日まで
行使の条件		（注２）
使用人等への交付状況	当社使用人 （取締役、執行役を除く）	新株予約権の数：　1,407,000個 目的となる株式数：　1,407,000株 交付者数：　179人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：　15,000個 目的となる株式数：　15,000株 交付者数：　2人

（注１）新株予約権の数
　当該新株予約権の数のうち、当社使用人等に対する付与数は、1,422,000個であります。
（注２）行使の条件
　①新株予約権割当日以降新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、執行役、または従業員並びに当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員その他これに準じる地位を継続して有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
　②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
　③新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
　④その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項
　該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役（平成29年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	スコット キャロン	取締役会議長、指名委員、報酬委員 代表執行役会長 いちごアセットマネジメント株式会社　代表取締役社長 株式会社チヨダ　社外取締役
取締役	長谷川　拓磨	指名委員長、報酬委員長、コンプライアンス委員会委員長 代表執行役社長 いちごECOエナジー株式会社　取締役会長
取締役	石原　　実	コンプライアンス委員 執行役副社長兼COO不動産本部長 株式会社宮交シティ　代表取締役会長兼社長
社外取締役	藤田　哲也	監査委員長 指名委員、報酬委員、コンプライアンス委員 リマーク ジャパン株式会社　代表取締役社長 LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIES アドバイザー・日本
社外取締役	川手　典子	指名委員、監査委員、報酬委員 クレアコンサルティング株式会社　代表取締役 キャストグループ　パートナー
社外取締役	鈴木　行生	コンプライアンス委員会副委員長、監査委員 株式会社日本ベル投資研究所　代表取締役 株式会社システナ　社外取締役
社外取締役	川村　　隆	株式会社日立製作所　名誉顧問 株式会社みずほフィナンシャルグループ　社外取締役 カルビー株式会社　社外取締役 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社　社外取締役 株式会社日本経済新聞社　社外監査役 株式会社ニトリホールディングス　社外取締役
社外取締役	松﨑　正年	指名委員、報酬委員 コニカミノルタ株式会社　取締役会議長 一般社団法人　日本取締役協会　副会長 株式会社野村総合研究所　社外取締役 日本板硝子株式会社　社外取締役 PwCあらた有限責任監査法人　公益監督委員会 委員
社外取締役	西本　甲介	株式会社リョーサン　社外取締役 株式会社インターワークス　社外取締役

（注）１．監査委員 藤田 哲也は、大手生命保険会社、大手損害保険会社で社長等を歴任したことに加え、大手生命保険会社では内部監査管掌役員を担い、内部監査士の資格を有するなど、内部統制に関する豊富な知見を有しております。
２．監査委員 川手 典子は、公認会計士、米国公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、藤田 哲也、川手 典子、鈴木 行生、川村 隆、松﨑 正年、西本 甲介を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社は、監査委員会の職務を補助すべき執行役および従業員を置いております。これらの者は、他の執行役からの独立性を維持した上で、積極的な情報収集等を行うと共に、監査委員と日常的かつ機動的な連携を図っており、監査委員会監査の実効性は確保されております。かかる状態が確保されていることから、当社では常勤の監査委員は選定しておりません。

(2) 執行役（平成29年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役会長	スコット キャロン	グループ統括 いちごアセットマネジメント株式会社　代表取締役社長
代表執行役会長	岩﨑　謙治	グループ統括
代表執行役社長	長谷川　拓磨	グループ統括 いちごECOエナジー株式会社　取締役会長
執行役副社長兼COO	石原　　実	会長社長補佐、不動産本部管掌 株式会社宮交シティ　代表取締役会長兼社長
常務執行役	村井　恵理	総務人財本部管掌
常務執行役	渡邊　　豪	財務本部管掌
常務執行役	吉松　健行	管理本部管掌
執行役	服部　克彦	エンジニアリング部管掌
執行役	中根　晴樹	コンプライアンス部管掌
執行役	島津　　裕	監査部管掌
執行役	砥綿　久喜	財務部管掌
執行役	長尾　賢一	プロジェクト室管掌
執行役	矢嶋　正明	エンジニアリング部、PM・BM推進部管掌、不動産企画部担当 タカラビルメン株式会社　取締役副社長
執行役	司　　昭彦	大阪支店管掌
執行役	田中　賢一	企画部管掌

⑶　当事業年度中に退任した取締役及び執行役

任期満了による退任役員を除き、該当事項はありません。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しております。

⑸　取締役及び執行役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報　酬　等　の　総　額
取　　締　　役 （うち 社 外 取 締 役）	10名 （7名）	223百万円 （51百万円）
執　　行　　役	13名	58百万円
合　　計 （うち 社 外 取 締 役）	23名 （7名）	281百万円 （51百万円）

（注）１．当事業年度末現在の人員は取締役９名（そのうち社外取締役６名）、執行役15名で、執行役15名のうち３名は取締役を兼任しているため、役員の総数は21名であります。執行役と取締役の兼任者については、執行役報酬を支給していないため、取締役の欄に総額・支給人員を記載しており、執行役の欄には含まれておりません。

２．上記支給人員には無報酬の役員２名は含まれておりません。

３．無報酬役員２名と、上記の取締役および執行役23名の合計人数25名が、当該事業年度末現在の役員の総数21名と相違しておりますのは、退任役員と、取締役および執行役の在任期間を有する役員が含まれていることによるものであります。

４．支給額には、取締役に対するストック・オプションによる報酬額29百万円（うち社外取締役３百万円）、執行役に対するストック・オプションによる報酬額3百万円が含まれております。

５．上記のほか、使用人兼務執行役（12名）に対する使用人分給与として247百万円支給しております。なお、当該金額には、ストック・オプションによる報酬額26百万円が含まれております。

６．上記のほか、当事業年度において、社外取締役が子会社等から役員として受けた報酬等の総額は510千円であります。

⑹　取締役及び執行役の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針

①基本方針

当社取締役および執行役の報酬は各人の職責等に応じ、功績等会社への貢献度、社会的地位、一般的な水準、就任の事情等を考慮の上、決定します。

②具体的方針

・取締役の報酬

月額基本報酬および業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各取締役の役割、業務分担等に応じた定額とし、業績連動報酬は会社業績に応じて決定した額とします。

・執行役の報酬

月額基本報酬および業績連動報酬で構成されます。月額基本報酬は各執行役の役割、その職責に応じた定額とし、業績連動報酬は会社の業績、各執行役が担当する部門の業績、個人の業績および業績改善度に応じて決定した額とします。

・ストック・オプション

ストック・オプションは、株主の利益に沿ったものにすることを目的として、取締役および執行役の業績向上に対する意欲と士気を高めるために付与します。なお、これは上記の報酬とは別に、役位に応じて付与します。

⑺　社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 藤田 哲也は、リマーク ジャパン株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社とリマーク ジャパン株式会社との間に特別の関係はありません。

・社外取締役 川手 典子は、クレアコンサルティング株式会社代表取締役、キャストグループ パートナーを兼務しております。なお、当社とクレアコンサルティング株式会社、キャストグループとの間に特別の関係はありません。

・社外取締役 鈴木 行生は、株式会社日本ベル投資研究所代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社日本ベル投資研究所との間に特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役 藤田 哲也は、LAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIESアドバイザー・日本を兼務しております。なお､当社とLAUREATE INTERNATIONAL UNIVERSITIESとの間に特別の関係はありません。

・社外取締役 鈴木 行生は、株式会社システナの社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社システナとの間に特別の関係はありません。

・社外取締役 川村 隆は、株式会社日立製作所名誉顧問、株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役、カルビー株式会社社外取締役、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社社外取締役、株式会社日本経済新聞社社外監査役、株式会社ニトリホールディングス社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間に特別の関係はありません。

・社外取締役 松﨑 正年は、コニカミノルタ株式会社取締役会議長、一般社団法人 日本取締役協会副会長、株式会社野村総合研究所社外取締役、日本板硝子株式会社社外取締役、PwCあらた有限責任監査法人 公益監督委員会委員を兼務しております。なお、当社と各社との間に特別の関係はありません。

・社外取締役 西本 甲介は、株式会社リョーサンおよび株式会社インターワークスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間に特別の関係はありません。

③当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係

当社の知りうる限り、社外取締役６名はいずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者およびその配偶者、３親等以内の親族関係にはありません。

④当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
社外取締役	藤田　哲也	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席（出席率100%）しております。また、当事業年度に開催された監査委員会18回のうち18回に出席（出席率100%）、コンプライアンス委員会3回のうち3回に出席（出席率100%）、指名委員会7回のうち7回に出席（出席率100%）、報酬委員会7回のうち7回に出席（出席率100%）いたしました。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。
社外取締役	熊谷　真喜	当事業年度の在任期間において開催された取締役会4回のうち4回に出席（出席率100%）しております。また、当事業年度の在任期間において開催された監査委員会7回のうち7回に出席（出席率100%）、指名委員会2回のうち2回に出席（出席率100%）いたしました。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。
社外取締役	川手　典子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席（出席率100%）しております。また、当事業年度に開催された監査委員会18回のうち18回に出席（出席率100%）、指名委員会7回のうち7回に出席（出席率100%）、報酬委員会7回のうち7回に出席（出席率100%）いたしました。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。
社外取締役	吉田　憲一郎	当事業年度の在任期間において開催された取締役会4回のうち4回に出席（出席率100%）しております。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言･助言を行っております。
社外取締役	鈴木　行生	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席（出席率100%）しております。また、監査委員に就任以後は、当事業年度の在任期間において開催された監査委員会11回のうち11回に出席（出席率100%）、コンプライアンス委員に就任以後は、当事業年度の在任期間において開催されたコンプライアンス委員会3回のうち3回に出席（出席率100%）いたしました。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。
社外取締役	川村　隆	社外取締役に就任以後、当事業年度の在任期間において開催された取締役会7回のうち7回に出席（出席率100%）いたしました。業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。
社外取締役	松﨑　正年	社外取締役に就任以後、当事業年度の在任期間において開催された取締役会7回のうち7回に出席（出席率100%）しております。また、指名委員に就任以後は、当事業年度の在任期間において開催された指名委員会5回のうち5回に出席（出席率100%）、報酬委員会7回のうち7回に出席（出席率100%）いたしました。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。
社外取締役	西本　甲介	社外取締役に就任以後、当事業年度の在任期間において開催された取締役会7回のうち7回に出席（出席率100%）いたしました。業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言・助言を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴　名称　　太陽有限責任監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	76百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
	76百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

（注）１．監査委員会は、当委員会が定めた「会計監査人評価・選定基準」および「会計監査人選定及び報酬同意プロセス」に基づき、会計監査人の監査計画の内容、業務遂行状況、監査報酬の推移および報酬額の見積り算出根拠の妥当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、当委員会が定めた「会計監査人評価・選定基準」および「会計監査人選定及び報酬同意プロセス」に基づき、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を以下のように定めています。

①会計監査人の任期は１年とし１年毎に監査契約を締結する。再任は妨げない。

②会計監査人の再任は、監査委員会にて決議する。

③ⅰ会計監査人の選任、解任および不再任は、株主総会にて決議する。なお、当該議案を株主総会の付議議案とするか否かは監査委員会にて決議する。

ⅱ監査委員会は、当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合または監査契約に違反した場合、取締役、執行役の意見を徴したうえで、会計監査人の解任または不再任の是非について協議する。

ⅲ会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会の付議議案とする場合、当該議案の内容は監査委員会にて決定する。

④監査委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反する等、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し適正な職務の遂行が困難であると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することがある。

5．業務の適正を確保するための体制の整備と運用に関する事項

当社は、会社法第416条および同法施行規則第112条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備に係る事項を「内部統制システム構築基本方針」として取締役会にて決議し定めております。

内部統制システムの整備に係る事項の取締役会決議の内容と当該システムの運用状況の概要は、次の表のとおりであります。

なお、「内部統制システム構築基本方針」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト※に掲載しております。

※ https://www.ichigo.gr.jp/ir/management_policies/internal_controls.html

1．執行役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第416条第１項第１号ホ）（会社法施行規則第112条２項４号）

【整備に係る決議の内容の概要】

（１）取締役会は、法令・定款および株主総会決議と取締役会規程他に従い経営上の重要事項の決定を行い業務の執行を執行役に委任する。執行役は、取締役会から委任された業務を各々の業務分担に応じて使用人を指揮・監督しつつ執行する。取締役会は執行役を監督するために、執行役から職務の執行状況の報告を受ける。監査委員会は執行役および従業員の職務の執行を監査する。

（２）取締役会は、①コンプライアンス　②財務報告に係る内部統制　③内部監査　④反社会的勢力排除　⑤インサイダー取引の防止に係る体制について、社内規程の整備、管掌執行役と担当部門の設置、社外専門家との協働体制の構築を実行する。

【運用状況の概要】

（１）取締役会は６名の社外取締役を含む９名の取締役で構成され、当期は11回開催され取締役出席率は100％であった。執行役は職務権限に従い稟議書に拠る決裁を行い又は得たうえで職務を執行し、３ケ月に１回以上職務の執行状況を取締役会に報告している。監査委員会は３名の社外取締役で構成され、当期は18回開催され監査委員出席率は100％であった。

（２）①コンプライアンス　②財務報告に係る内部統制　③内部監査　④反社会的勢力排除　⑤インサイダー取引の防止に係る体制の運用状況

①コンプライアンス・・・コンプライアンスに係る重要事項を審議するコンプライアンス委員会を３回開催した。企業倫理綱領、行動規範に基づくコンプライアンス研修を実施した。社外弁護士をも通報先とする内部通報制度が維持・活用されている。

②財務報告に係る内部統制・・・責任者（執行役社長）を定め管掌執行役、各部門および連結対象会社が連携して当該内部統制の実行と統制状況の評価を行っている。

③内部監査・・・当期の内部監査は、経営レベルの意思決定に貢献することを目標に掲げ、グループ一体型、リスク・アプローチ型、予防・改善提案型監査の実践を基本方針として、ア)経営管理契約の履行状況　イ)資金調達業務の適正性　ウ)有価証券等重要物の実在性と保管状況　エ)テナントリーシングと工事施工管理に関する受託業務の適正性等の監査を行った。

④反社会的勢力排除・・・反社会的勢力対応マニュアルの整備、社外取引先との契約書への反社会的勢力排除条項の設定のルール化を実行するとともに、警察・調査機関等外部専門家と連携し取引候補先の属性審査を行っている（本項末尾【参考：反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備と運用状況の概要】を参照。）。

⑤インサイダー取引の防止・・・内部情報管理規程等を遵守して、会社の重要情報に係る「厳格な管理と適切な開示」を実行している。また、役職員等が特定有価証券等の売買を実行する場合には、担当執行役へ届出を行い当該執行役他が認可する制度を維持している。

2．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制（会社法施行規則第112条第２項第１号）

【整備に係る決議の内容の概要】

当社は、執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに執行役の職務執行に係る文書の作成・管理・保存については、法令および定款を遵守し社内規程を整備したうえで厳正にこれを行う。

【運用状況の概要】

情報一般の取扱いについては情報管理規程を、文書の取扱いについては文書管理規程を、それぞれ整備したうえで管理･保存に係る規定を明確にしている。役職員は当該二つの規程の各条項を遵守または励行している。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第２項第２号）

【整備に係る決議の内容の概要】

（１）当社は、執行役および各部門の職務分掌と職務権限に基づいて業務を遂行し、業務遂行上の損失の危険の管理（以下「リスク管理」という。）は、執行役および各部門が管掌・担当する業務内容に即して自己の責任と権限に応じてこれを行うことを基本とする。また、リスク管理体制の整備と重大なリスク発生時の対応をいちごグループとして組織的に行うため、リスク管理責任者、管掌執行役および担当部を設置する。

（２）災害・事故等により業務運営の基本機能が喪失する等の緊急事態への対応体制を整備する。

【運用状況の概要】
（1）当社は、業務遂行上のリスクとその管理状況をモニタリングし、リスク管理責任者がその結果を取締役会に報告している。
（2）災害・事故等発生時の事業復旧手順を定めた事業継続計画を策定して役職員へ周知している。

4．執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第3号）
【整備に係る決議の内容の概要】
（1）当社は職務分掌と職務権限を明確化し、意思決定の機動性と職務執行の効率化を確保する。
（2）当社はいちごグループ経営理念に基づいた経営方針、年度会社方針、年度部門目標を基に各事業の計画策定と計画の進捗管理を行う。また、会長、社長、副社長に主要事業子会社社長等を加えたメンバーにて経営会議を開催し、経営上の重要事項について意見交換・検討を行う。
【運用状況の概要】
（1）執行役は職務権限に基づいて決裁を行いまたは得て、執行に係る部門間重複と不作為のない職務執行を行っている。
（2）当期については、期初に中期経営計画「Power Up 2019」を策定し、初年度としての年度会社方針、年度部門目標を策定し、期末にはこの目標を達成している。また、経営会議は財務本部長が事務局となり闊達な意見交換と充実した検討が行われている。

5．監査委員会の監査体制（会社法第416条第1項第1号ロ）（会社法施行規則　第112条第1項第1号～第7号）
【整備に係る決議の内容の概要】
（1）監査委員会の職務を補助すべき取締役および従業員を配置する。当該取締役および従業員は、取締役会、取締役または執行役の指揮命令から独立した組織とし、その人事異動には監査委員会の同意を必要とする。
（2）監査委員は、重要な会議へ出席し、役職員から業務執行状況に関する説明・報告を求め関連資料を閲覧することができる。
（3）役職員等は、事業・財務の状況に重大な影響を及ぼす事項他を監査委員会又は監査委員に報告しなければならない。当該報告を行った者は報告したことを理由として一切の不利益な取扱いを受けない。
（4）監査委員会は、監査部と内部監査計画を協議し内部監査結果の報告を受ける他、密接な連携を保つ。監査委員会は、会計監査人から定期的な報告を受ける他、必要に応じて監査上の重要な課題について意見交換を行う。

（5）監査委員会は、グループ各社の監査委員または監査役と定期的に会合を持つ他、グループ各社に子会社往査を行い重要な会議へ出席し役職員に業務執行に係る説明・報告を求め、グループ各社の取締役および執行役の職務執行状況を把握する。
（6）監査委員会は、取締役会または執行役の事前承認を受けることなく、監査の実施のために必要な外部専門家を任用できる他、費用の負担を会社に求めることが出来る。

【運用状況の概要】
（1）当社は、監査委員会の職務を補助する取締役および従業員に関する規程の規定に従い、同委員会を補助する執行役1名、従業員2名を選任し、これらの者の執行役からの独立性を確保している。また、これらの者の人事異動と給与等に関する事項の決定については監査委員会の事前の同意を得ている。
（2）監査委員会は、監査委員会規程の規定に従い、重要な会議へ出席し役職員から業務執行状況に関する説明・報告を聴き関連資料を閲読している。役職員は、同規程の規定に従い、監査委員会へ報告すべき事項を報告している。役職員が監査委員会への報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けたことはない。
（3）監査委員会は、内部監査計画を承認し内部監査結果の報告を受けている。また、会計監査人から定期的報告を受ける他、監査に係る重要な課題について適宜協議している。
（4）監査委員会は、グループ各社の監査委員、監査役とグループ監査役連絡会を年間2回開催する他、必要に応じて同社役職員から職務執行状況に係る説明・報告を求め、いちごグループ各社の役職員の職務執行状況を把握している。
（5）監査委員会は、子会社往査のために必要な費用の負担を会社に求めている。

6．企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第112条第２項第５号）

【整備に係る決議の内容の概要】
（1）いちごの事業子会社は、経営理念、企業倫理綱領、行動規範を当社と共有する。また、当社は各事業子会社と経営管理契約を締結し、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、反社会的勢力の排除等に連携して取組む。
（2）当社は、事業子会社の経営管理を管掌する執行役と担当部門を設置し、事業子会社に経営状況の報告を求め各社の健全な経営に向けた指導を行う。
（3）当社は、支配株主であるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッドとの取引において、取引の目的、交渉過程の手続、対価の公正性、企業価値の向上に資するか等について十分に検討し、取締役会において決議または報告を行う等、少数株主の保護を図る。
（4）当社は、事業子会社が会社法に定める業務の適正を確保するための体制を整備し運用をするための施策を実行するために支援・指導・管理を行う。当社は、事業子会社から定期的に経営状況および取締役等の職務の執行状況について報告を受け、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況を把握する。
（5）内部情報管理規程等を遵守して、会社の重要情報に係る「厳格な管理と適切な開示」を実行している。また、役職員等が特定有価証券等の売買を実行する場合には、管理本部執行役へ届出を行い当該執行役他が認可する制度を維持している。

【運用状況の概要】

（1）事業子会社における職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
事業子会社は、当社に準じて「内部統制システム構築基本方針」を取締役会にて決議している。事業子会社の監査委員または監査役は、事業子会社各社の取締役会その他の重要会議に出席し重要書類を閲読し取締役または執行役の職務執行状況が法令又は定款に適合していることを確認している。

（2）事業子会社における職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、執行役社長他が事業子会社社長他から、3ケ月に1回、経営状況および取締役または執行役の職務執行状況についての報告を受けている。

（3）事業子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業子会社は、リスク管理に係る規程を整備し業務遂行上のリスクとその管理状況をモニタリングし、その結果を当社のリスク管理担当部に報告し、当社のリスク管理管掌執行役はその概要を当社の取締役会に報告している。リスク管理責任者がグループ全体のリスク管理状況を取締役会に報告している。

（4）事業子会社における職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
事業子会社は、組織規程を整備し職務権限を明確化し、当該職務権限に基づいて職務執行に係る意思決定を行い、職務執行の効率性を確保・維持している。

【参考：反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備と運用状況の概要】

当社は、内部統制システムの整備の一環として反社会的勢力排除に向けた社内体制を整備し運用しております。その概要は次のとおりであります。

（1）いちごおよびいちごの事業子会社では、企業倫理綱領に反社会的勢力に対する行動指針を明示している。

（2）いちごは、執行役副社長を不当要求防止責任者とし、管理本部を対応統括部署と定め、弁護士を社外取締役・顧問として擁し、反社会的勢力排除に関する指導を受けている。また、警視庁組織犯罪対策課、丸の内警察署、暴力追放運動推進センター等の外部専門家と連携し反社会的勢力排除に向けた体制を整備している。

（3）いちごおよびいちごの事業子会社における反社会的勢力に関する情報は、当社の執行役コンプライアンス・オフィサーがこれを一元的に管理する。

（4）いちごおよびいちごの事業子会社が反社会的勢力から不当要求を受けた場合には断固としてこれに応じず、外部専門機関等と連携し毅然とした態度でこれを排除する。社外取引先との契約書には反社会的勢力排除条項を設ける。取引の相手方が反社会的勢力である場合には契約を解除する。

（5）いちごおよびいちごの事業子会社の全ての役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた取組みや違反行為等に通報義務に対する意識向上と周知徹底を図っている。

6．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成29年２月28日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**222,344**	**流動負債**	**19,548**
現金及び預金	47,678	支払手形及び買掛金	110
受取手形及び売掛金	913	短期借入金	805
営業貸付金	1,324	短期ノンリコースローン	611
営業投資有価証券	1,433	１年内償還予定の社債	112
販売用不動産	167,805	１年内返済予定の長期借入金	5,209
繰延税金資産	516	１年内返済予定の長期ノンリコースローン	6,825
その他	3,125	未払法人税等	1,655
貸倒引当金	△453	繰延税金負債	62
固定資産	**51,115**	賞与引当金	36
有形固定資産	**45,654**	その他	4,119
建物及び構築物	10,173	**固定負債**	**170,467**
減価償却累計額	△2,797	社債	632
建物及び構築物（純額）	7,375	ノンリコース社債	100
太陽光発電設備	7,822	長期借入金	91,604
減価償却累計額	△575	長期ノンリコースローン	68,319
太陽光発電設備（純額）	7,246	繰延税金負債	1,147
土地	18,627	長期預り保証金	8,038
建設仮勘定	9	その他	624
建設仮勘定(太陽光発電設備)	12,308	**負債合計**	**190,015**
その他	416	**純資産の部**	
減価償却累計額	△331	**株主資本**	**80,532**
その他（純額）	85	資本金	26,650
無形固定資産	**1,956**	資本剰余金	11,056
のれん	1,864	利益剰余金	42,840
借地権	62	自己株式	△15
その他	29	**その他の包括利益累計額**	**△192**
投資その他の資産	**3,504**	その他有価証券評価差額金	117
投資有価証券	1,426	繰延ヘッジ損益	△365
長期貸付金	10	為替換算調整勘定	55
繰延税金資産	339	**新株予約権**	**491**
その他	1,820	**非支配株主持分**	**2,612**
貸倒引当金	△92	**純資産合計**	**83,443**
資産合計	**273,459**	**負債・純資産合計**	**273,459**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（平成28年 3 月 1 日から
平成29年 2 月28 日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**109,253**
売上原価		**82,446**
売上総利益		**26,806**
販売費及び一般管理費		**5,025**
営業利益		**21,781**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	85	
その他	32	118
営業外費用		
支払利息	1,303	
デリバティブ評価損	38	
融資関連費用	585	
その他	216	2,144
経常利益		**19,755**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,466	2,466
特別損失		
減損損失	1,090	
災害による損失	244	
事務所移転費用	31	
その他	224	1,590
税金等調整前当期純利益		**20,630**
法人税、住民税及び事業税	4,863	
法人税等調整額	573	5,436
当期純利益		**15,194**
非支配株主に帰属する当期純利益		299
親会社株主に帰属する当期純利益		**14,894**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年3月1日 期首残高	26,575	10,968	29,454	△41	66,956
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	74	74			149
剰余金の配当			△1,504		△1,504
親会社株主に帰属する当期純利益			14,894		14,894
連結範囲の変動			△3		△3
自己株式の処分		13		26	39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	74	88	13,386	26	13,575
平成29年2月28日 期末残高	26,650	11,056	42,840	△15	80,532

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成28年3月1日 期首残高	761	△251	23	533	319	4,357	72,166
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							149
剰余金の配当							△1,504
親会社株主に帰属する当期純利益							14,894
連結範囲の変動							△3
自己株式の処分							39
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△643	△113	32	△725	172	△1,745	△2,298
連結会計年度中の変動額合計	△643	△113	32	△725	172	△1,745	11,277
平成29年2月28日 期末残高	117	△365	55	△192	491	2,612	83,443

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

（平成29年２月28日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**43,609**	**流動負債**	**4,896**
現金及び預金	29,387	短期借入金	285
売掛金	284	関係会社短期借入金	42
販売用不動産	3,201	１年内償還予定の社債	112
営業投資有価証券	533	１年内返済予定の長期借入金	2,004
関係会社短期貸付金	8,050	未払金	949
前払費用	49	未払費用	23
未収入金	545	未払法人税等	1,338
連結納税未収入金	591	前受金	84
繰延税金資産	202	預り金	20
その他	1,172	その他	35
貸倒引当金	△411	**固定負債**	**18,821**
固定資産	**54,248**	社債	632
有形固定資産	**3,048**	長期借入金	17,920
建物及び構築物	674	長期預り保証金	256
減価償却累計額	△230	その他	12
建物及び構築物（純額）	444	**負債合計**	**23,718**
土地	2,579	**純資産の部**	
その他	59	**株主資本**	**73,924**
減価償却累計額	△35	資本金	26,650
その他（純額）	24	資本剰余金	11,056
無形固定資産	**18**	資本準備金	10,966
ソフトウエア	18	その他資本剰余金	89
投資その他の資産	**51,182**	利益剰余金	36,232
投資有価証券	1,321	利益準備金	44
関係会社株式	5,616	その他利益剰余金	36,187
関係会社社債	31	繰越利益剰余金	36,187
その他の関係会社有価証券	35,316	自己株式	△15
長期貸付金	10	**評価・換算差額等**	**△275**
関係会社長期貸付金	9,241	その他有価証券評価差額金	66
繰延税金資産	190	繰延ヘッジ損益	△341
その他	436	**新株予約権**	**491**
貸倒引当金	△981	**純資産合計**	**74,140**
資産合計	**97,858**	**負債・純資産合計**	**97,858**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

損 益 計 算 書

（平成 28年 3 月 1 日から
平成 29年 2 月 28 日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**19,716**
売上原価		**985**
売上総利益		**18,730**
販売費及び一般管理費		**2,648**
営業利益		**16,082**
営業外収益		
受取利息	371	
受取配当金	80	
受取保証料	59	
その他	72	582
営業外費用		
支払利息	410	
融資関連費用	205	
その他	251	867
経常利益		**15,797**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,436	
その他	28	2,465
特別損失		
事務所移転費用	24	24
税引前当期純利益		**18,238**
法人税、住民税及び事業税	3,256	
法人税等調整額	1,155	4,412
当期純利益		**13,826**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成28年３月１日から
平成29年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年3月1日期首残高	26,575	10,891	76	10,968	44	23,866	23,910	△41	61,413
事業年度中の変動額									
新株の発行	74	74		74					149
剰余金の配当						△1,504	△1,504		△1,504
自己株式の処分			13	13				26	39
当期純利益						13,826	13,826		13,826
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	74	74	13	88	－	12,321	12,321	26	12,511
平成29年2月28日期末残高	26,650	10,966	89	11,056	44	36,187	36,232	△15	73,924

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成28年3月1日期首残高	703	△212	491	319	62,223
事業年度中の変動額					
新株の発行					149
剰余金の配当					△1,504
自己株式の処分					39
当期純利益					13,826
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△636	△129	△766	172	△593
事業年度中の変動額合計	△636	△129	△766	172	11,917
平成29年2月28日期末残高	66	△341	△275	491	74,140

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年４月13日

いちご株式会社
　取 締 役 会　　御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桐川　　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西村　健太　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちご株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちご株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　「7．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は平成29年3月1日に100％子会社であるタカラビルメン株式会社の全株式を譲渡した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年４月13日

いちご株式会社
　取 締 役 会　　御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桐川　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西村　健太　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちご株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　「10．重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は平成29年3月1日に100％子会社であるタカラビルメン株式会社の全株式を譲渡した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監査報告書

平成29年４月19日
いちご株式会社　監査委員会

監査委員　藤田　哲也　㊞
監査委員　川手　典子　㊞
監査委員　鈴木　行生　㊞

当監査委員会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第17期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実行しました。

① 監査委員会が協議した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査部その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務と財産の状況を調査しました。また、子会社等については、子会社等の取締役、執行役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象

計算書類及び連結計算書類に記載の通り、当社は、平成29年３月１日に連結子会社であるタカラビルメン株式会社の全株式を譲渡いたしました。

（注）監査委員は全員、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　第一ホテル東京　５階　ラ・ローズ

東京都港区新橋一丁目２番６号　　TEL　03－3501－4411（代表）



■ＪＲ線・東京メトロ銀座線
新橋駅より・・・徒歩２分

■都営地下鉄浅草線
新橋駅より・・・徒歩５分

■都営地下鉄三田線
内幸町駅より・・・徒歩３分



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。